

答 申

第1 審査会の結論

山形県警察本部長の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

- 1 審査請求人 ○○○○氏は、令和2年6月8日、山形県個人情報保護条例（平成12年10月13日山形県条例第62号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定により、山形県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、「令和2年6月3日に〇〇市の横断歩道で、私が歩行者妨害で告知された際のパトカーのドライブレコーダーの映像及び印字した写真」の個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、「請求に係る個人情報の内容を含む電磁的記録は、請求時において保有していない」ことを理由として、不存在の決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和2年6月17日付け広(個)第22-1号個人情報不存在通知書により、審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、令和2年7月13日、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、審査庁である山形県公安委員会（以下「審査庁」という。）に対し審査請求を行った。
- 4 審査庁は、令和2年10月8日、条例第22条の規定により、山形県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、審査請求に係る諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分について取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び行政不服審査法第30条の規定により提出した反論書において主張している審査請求の理由は、概ね次のとおりである。

- (1) 令和2年6月3日午前11時11分頃、〇〇市において横断歩行者等妨害の違反切符を切られたが、横断歩行者は手も上げず、横断歩道から1.5メートル以上離れた点字ブロックの所に立っており、さらに、電柱等により私の車からは横断歩行者を確認できなかった。今回の違反との判断は行き過ぎであり、警官の実績確保及び検挙率アップではないかと思われる。
- (2) 個人情報不存在通知書が届いたが、〇〇警察署では警察のドライブレコーダーの映像は個人情報が入っているので見せられないと言っており、不存在決定はあり得ない。
- (3) 違反切符を切られた当日から、ドライブレコーダーの映像を見せるよう求めており、争っている案件のドライブレコーダーの映像を上書きすることはあり得るのか。違反切符が誤りであったことを隠ぺいしようとしたとしか思えない。また、警察では、違反者の証拠を、異議申立てに備えて保存していないのか。

第4 実施機関の主張要旨

1 弁明の趣旨

行政不服審査法第29条の規定により提出した弁明書における弁明の趣旨は、本件審査請求の棄却を求めるものである。

2 弁明の理由

実施機関が、弁明書において主張している本件処分理由は、概ね次のとおりである。

- (1) 本件開示請求については、6月8日午後5時頃に〇〇警察署において、審査請求人より受理した。
- (2) 請求後、直ちに本件開示請求に係る対象のパトカーに設置されたドライブレコーダーの映像の存否を確認したところ、既に時間経過のため上書きされており、請求対象の映像は存在していないことが判明した。このことから、本件開示請求に係る個人情報の内容を含む電磁的記録は、請求時において保有していないとする決定に至ったものである。

第5 審査会の判断

1 本件開示請求について

本件開示請求は、横断歩行者等妨害により違反切符を切られた際のパトカーのドライブレコーダーの映像及び印字した写真の開示(以下「本件対象公文書」という。)を求め、これに対して、実施機関は本件処分を行ったものである。

審査請求人は、本件処分の取消しを求めているが、実施機関は、本件処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象公文書の存在の有無について検討する。

2 本件対象公文書の存在の有無について

(1) 審査会事務局職員に、当該パトカーに設置されたドライブレコーダーの仕様や映像の利用等について、改めて確認をさせたところ、実施機関は以下のとおり説明する。

ア 当該パトカーに搭載されていたドライブレコーダーの録画時間は130分であり、古いデータから上書きされていく仕様である。

イ なお、審査請求人が求めている令和2年6月3日から、請求日である令和2年6月8日までに、当該パトカーは毎日使用されており、一日当たり約30～50キロメートル走行している。さらに、エンジンをかけながら待機している時間もあり、その間、ドライブレコーダーは古いものから順に上書きされている。

ウ パトカーに搭載されているドライブレコーダーの映像は、主に当該車両が交通事故を起こした際の検証資料として用いられるものである。また、交通事故事件の捜査資料としても用いられる場合もある。

エ 交通違反の取締りは、一般的に現場の警察官による現認(目視)に基づいて行われるものであり、ドライブレコーダーの映像を使用することはない。また、ドライブレコーダーの映像は、交通違反の証拠物件として保存することはない。

(2) ドライブレコーダーのように極めて短時間で古いデータから上書きされて消去されるものがあることや、山形県公文書等の管理に関する条例施行規則(令和2年3月27日山形県規則第21号)第9条第1項第5号において、個人情報の開示請求があった場合、開示等決定の日の翌日から起算して1年が経過する日までの間、当該公文書を保存しなければならないと規定していることなどを総合的に考慮すると、このような特殊な公文書に関しては、いかに開示請求の権利を確保していくのかという点で今後の課題があるものの、本件について考えると、上記(1)より、令和2年6月3日のドライブレコーダーの映像は、請求時点

である令和2年6月8日において、既に時間経過のために上書きされていて存在しないという実施機関の主張には、故意にドライブレコーダーの映像を消去したというような特段不自然、不合理な点は認められない。他にその存在を推認させるような事情も認められないことから、実施機関が本件対象公文書について、不存在の決定をしたことは妥当である。

- (3) 審査請求人は、その他種々の主張をしているが、それらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

3 結論

以上の事実及び理由により、審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和2年10月8日	審査庁から諮問を受けた。
令和3年2月2日 (第59回審査会)	事案の審議を行った。
令和3年3月19日 (第60回審査会)	事案の審議を行った。
令和3年3月30日 (第61回審査会)	事案の審議を行った。

山形県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

任期：平成31年4月1日～令和3年3月31日

氏 名	役 職	備 考
伊 藤 三 之	弁護士	会長
和泉田 保 一	山形大学人文社会科学部准教授	会長職務代理者
伊 藤 春 江	社会保険労務士	委員
須 賀 まり子	元山形市教育委員	委員
渡 辺 麻 里	弁護士	委員